



平成29年 4月28日

指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社エスピーエムに対し、同社及び同社取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で起訴され、平成29年1月25日、同社に罰金刑、同社取締役に懲役刑が確定したことから指名停止1か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

株式会社エスピーエムは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で起訴され、平成29年1月25日、同社に罰金刑、同社取締役に懲役刑が確定したことから、北海道開発局として株式会社エスピーエムに対し、指名停止措置を行うものです。

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社エスピーエム	北海道釧路郡釧路町曙1丁目1番地9

2 指名停止措置期間：平成29年 4月28日～平成29年 5月27日（1か月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 佐藤 俊也（内線5703）
開発監理部 会計課 開発事務専門官 佐藤 文泰（内線5833）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

